

朝鮮における焼酎歴史に関する一考察

－「在来式焼酎」から「新式焼酎」への転換期を中心に－

A Study on the History of Soju in Korea

－Focusing on the Transition from ‘Traditional Soju’ to ‘Modern Soju’－

李俊榮（北海道大学 観光学高等研究センター）

LEE Junyoung (Center for Advanced Tourism Studies, Hokkaido University)

1. 和文アブストラクト

朝鮮の伝統的な酒造業は、近代化の波によって大きく変容していった。希釈式焼酎の普及とともに、朝鮮の伝統酒の独自性が失われ、多くの一般消費者もその消滅に悲観的だった。希釈式焼酎は産業の近代化に伴い、「新式焼酎」と呼ばれ、伝統的な焼酎を市場から追いやり、現在に至っている。本稿では「新式焼酎」とも知られる希釈式焼酎が持つ文化的意味を考察する。

2. 英文アブストラクト

The traditional brewing industry in Korea underwent significant transformation due to the waves of modernization. Alongside the proliferation of diluted Soju, the distinctiveness of Korean traditional liquor was lost, leaving many ordinary consumers pessimistic about its disappearance. Diluted Soju, referred to as "new-style Soju" emerged with industrial modernization, displacing traditional Soju from the market, a trend that persists today. This paper aims to analyze the cultural significance of diluted sochu, also known as "new-style Soju".

3. 研究目的

植民地時代の朝鮮で始まった「希釈式焼酎」の歴史は、現代の韓国焼酎文化の大衆化と関連している。一方で、この焼酎の歴史的な起点が植民地時代の朝鮮にあることから、韓国の焼酎文化が日本の植民地支配による「略奪」の産物であるという見解も存在する。この見解は、しばしば「植民地略奪論」の視点から議論される。

しかし、1970年代の韓国の急速な工業化に伴い、希釈式焼酎は安価で大衆的に普及し、「国民酒」としての地位を確立した。そして、最近では、「K-Soju」として韓国を代表する酒類の一つとして世界市場に進出し、その知名度がますます高まっている。このように、希釈式焼酎は多様な価値を持ち、単に「植民地略奪論」の視点から語ることはできない。

もし植民地時代の朝鮮と日本の対立から出発して「略奪と抵抗」という視点で考えるならば、伝統的な酒が衰退し、希釈式焼酎が台頭する過程で現れた社会的な側面を見逃してしまう。また、朝鮮人と日本人を分ける民族主義的なアプローチだけでは、希釈式焼酎を取り巻く多様な文化的背景を理解するのは難しい¹⁾。

希釈式焼酎をめぐる議論は、「伝統酒」という概念が登場し、一層激化している。2010年には、「伝統酒等の産業振興に関する法律」が制定され、「国民酒」として位置付けられてきた希釈式焼酎をめぐる伝統性について議論がなされた。この議論については後述するが、まず簡単に説明すると、植民地朝鮮における日帝の「略奪」により、伝統酒は大きく損なわれ、ほぼ消滅状態に陥った。その後、日帝が主導した希釈式焼酎がその空白を埋め、焼酎に対する韓国人の好みを変える結果となった。希釈式焼酎が「日帝の残滓」として批判される一方で、法制化された「伝統酒」は、民族性の価値を帯び、希釈式焼酎のことを批判の対象として捉えられるようになった。

希釈式焼酎に関する文化的な価値の判断の傾向は、時代によって若干の違いが現れるが、その判断基準は主に「略奪と抵抗」という、植民地時代の朝鮮を巡る「日本人」と「朝鮮人」という民族間の対立構造的な民族主義の枠組みで行われている。また、希釈式焼酎の文化的な価値は、社会や市場の状況に応じて、「植民地略奪論」、「K-Soju」、「伝統酒」といった概念として屈折した認識が重なり合っているように見える。

本稿ではまず、先行研究や一般書で提示されている希釈式焼酎に関する歴史的な記述を検討し、現代の希釈式焼酎に対する文化的な評価を分析する。そして、希釈式焼酎が持つ文化的な文脈を再検討するために、植民地時代の朝鮮で伝統酒の自家酒造が禁止され、希釈式焼酎が流行し始めた1920年代後半から1930年代初頭までを対象に、統計データや新聞記事などを検討する。さらに、当該時期の植民地朝鮮の酒市場における伝統酒と希釈式焼酎の競争状況や市場、消費者の反応を分析する。朝鮮総督府が自家酒造を禁止し、希釈式焼酎の集約生産を推進する過程と様々な社会的反応を分析することで、希釈式焼酎の歴史・文化的な理解を深め、現代の希釈式焼酎を取り巻く議論をより拡大することが期待される。

4. 研究方法

- ① 希釈式焼酎の歴史を明らかにするため、新聞資料、官憲の資料などを収集・検討した。
- ② 先行研究と一般書における希釈式焼酎の記述を分析した。
- ③ モノの移動に関する世界的研究者と交流して研究の視野を広げるための試みを行った。

5. 研究成果

- ① 植民地朝鮮における希釈式焼酎（新式焼酎）の歴史の再検証を行った。
- ② 韓国において希釈式焼酎に対する文化的認識を考察した。
- ③ あまり使われてこなかった新聞資料を用いて植民地朝鮮における酒造業「集約政策」を調査・分析した。
- ④ 韓国の「国民酒」でありながら「清算すべき日帝残滓」である希釈式焼酎をめぐる文化史的意味に近づけてみた。

6. 考察

6.1. 先行研究と朝鮮酒造史の認識を検討

これまでの研究では、醸造業に関する先行研究は主に産業史の観点から成果が蓄積されてきた。特に、植民地時代の朝鮮においては、収穫性が低かった伝統酒に比べて付加価値が高かった希釈式焼酎を活用した徴税システムを通じて植民地時代の朝鮮を略奪したという産業史的な観点から注目されてきた。一方で、日本が植民地時代の朝鮮で実施した醸造業政策が韓国の伝統酒および焼酎文化に一定の影響を与えたことは明らかである。しかし、『植民地略奪論』に頼るだけでは、伝統酒および焼酎を取り巻くさまざまな文化的側面を広く理解することは難しいだろう。韓国の酒類に関する文化史を分析したイファソン・クサフェ（이화선・구사희、2017）の研究では、伝統酒の衰退の原因を「巧みな植民地政策とともに、内部的には植民地時代を経て権益化された勢力に対する清算と反省の欠如、分裂した対応と関係の理解など、複数の要因」と述べている²⁾。また、現代の日本の遺産清算は「略奪と抵抗」の枠組みに限定された記述を踏襲しているように見える。ここで、朝鮮酒造史に関する先行研究の中で「略奪と抵抗」の観点から記述された内容を抜粋すると、<表1>の通りである。

<表1> 朝鮮酒造史の先行研究における「略奪と抵抗」の記述

| 著者 | 引用文 |
|---------------|---|
| 金三守(1980: 58) | 酒精工業行政은 日帝收奪政策에 알맞는 가장 有力한 分野에서 推進되었다는 것을 잊어서는 안된다. 日本語訳：酒精工業行政は、日帝の収奪政策に適した最も有力な分野の一つとして推進されたことを忘れてはならない。 |

| | |
|-----------------------------|--|
| <p>金 著培(1982: 9, 13-14)</p> | <p>이것은(주: 1916년 주세령) 日本人의 酒造業을 極力 助長하여 育成시키고 韓國人の 酒造業은 手段方法을 다하여 抑壓阻害시키는 정책이라 하겠다.</p> <p>즉 韓國 酒造業은 日本資本主義의 成立, 發展의 全過程을 통해 不可缺한 構造的 一環인 植民地政策의 희생물 이 되었다고 하겠다.</p> <p>日本語訳：これは（筆者注：1916年の酒税令）、日本人の酒造業を極力助長し育成させ、韓国人の酒造業はあらゆる手段と方法で抑圧・阻害する政策であると言える。つまり、韓国の酒造業は日本資本主義の成立・發展の全過程を通して不可欠な構造的一環である植民地政策の犠牲になったと言える。</p> |
| <p>李承妍(1994: 70)</p> | <p>주조업 연구를 통해서는 식민지시기 중요 공업부문의 한 실상과 조선인 자본의 하나의 존재 형태를 규명함과 동시에 일제의 조선 민중 수탈 구조의 일면을 밝혀 낼 수 있다.</p> <p>日本語訳：酒造業の研究を通じて、植民地時期における重要な工業部門の実態と朝鮮人資本の一つの存在形態を究明すると同時に、日帝による朝鮮民衆収奪の構造の一面を明らかにすることができる。</p> |
| <p>ソヒョンス(2004: 46)</p> | <p>주세를 통한 일제의 경제수탈은 주세령이 공포된 1916년부터 대륙침략이 본격화한 1933년까지 뚜렷이 나타나고 있는데</p> <p>日本語訳：酒税を通じた日帝の経済収奪は、酒税令が公布された1916年から大陸侵略が本格化した1933年まで顕著に現れており</p> |
| <p>チェボンスン(2004: 12)</p> | <p>일제 수탈 작업의 일환으로 주세가 세금원으로 이용되면서 1920년을 기점으로 신기술이 도입되어 재래식 누룩을 사용하던 방법에서 흑국, 황국의 배양균을 사용하는 입국법이 활용됨과 동시에 전통주는 대부분 맥을 끓기게 되었다. 전통 향토주는 그 자취를 감추게 되고 신식 술이라는 획일적인 술들이 일제의 통제하에 제조되기 시작한다.</p> <p>日本語訳：日帝の収奪作業の一環として酒税が税収源と</p> |

| | |
|----------------------|---|
| | して利用される中、1920年を境に新技術が導入され、従来の麴を使用する方法から黒麴や黄麴の培養菌を使用する入麴法が活用されるようになり、それと同時に伝統酒のほとんどが途絶えることとなった。伝統郷土酒は姿を消し、新式の酒という画一的な酒が日帝の統制下で製造され始めた。 |
| ピョンヒョンホ (2015: 1) | 일제강점기 ‘우리 술 말살 정책’과 1964년 ‘양곡관리법’으로 장기간 전통주의 역사가 단절되었다. 日本語訳：日帝強占期の「我々の酒の抹殺政策」と1964年の「穀物管理法」により、長期間にわたって伝統酒の歴史が断絶された。 |

近年、朝鮮の酒造業に関する先行研究では、民族や民族資本に還元されない様々な主体や、資本の動向、収奪と開発の二分法に収束しない視点の必要性に注目する研究が登場している。酒造業を民族主義の視点で見ると、朝鮮人と日本人の民族対立構図に焦点を当て、日本人による「収奪」や「加害」、朝鮮人の「抵抗」や「被害」という論理で結論づけられる。したがって、植民地時代の朝鮮の酒造業は、日本と親日派、民族と反日という対立構造に単純化され、朝鮮の酒造業者は日本による産業化政策に一方的に巻き込まれたと評価されることが多い。しかし、朝鮮総督府の酒造業の産業化政策に対して、朝鮮人と日本人の醸造業者は単純な民族主義の枠組みで対処したわけではなく、近代的な流れの中で様々な葛藤に直面し、交渉するなど多様な動きを示した。

しかし、依然として日帝による収奪と結びつく従来の研究成果は、朝鮮酒造史の認識にそのまま反映されている。単なるミスだと考えられるが、時折資料の誤読が民族主義の視点で作用され、日帝の収奪性をより強調するといった事例が確認される。李承妍（1994）は、朝鮮総督府の行政当局が作成した政策や統計データを活用して、植民地時代の朝鮮の産業史の研究を前進させた。一方で、「1934年以降、朝鮮焼酎が姿を消し、代わりに酒精焼酎が朝鮮焼酎の量を上回るように増加したことが確認されるが、これは酒精焼酎の導入後に続いた競争で朝鮮焼酎が衰退し、その生産が中断された」という誤りが見られる³⁾。また、ジャンジヒョン（장지현、1991）は、「伝統の高級酒は壊滅し、ついに1917年からは酒造業の整備が始まり、自家酒造は全面的に禁止され、各村に酒造業が新たに選定、配分された。これによって光復されるまで実質的に伝統酒は壊滅した」と述べている⁴⁾。しかし、林采成（2019）も指摘したように、1934年以降も朝鮮在来酒は存在していた⁵⁾。これらの誤りは後続の研究にも影響を与え、朝鮮植民地時代にすべての朝

鮮の酒業者が倒産し、朝鮮焼酎が完全に消滅したという認識につながった⁶⁾。このように、資料の誤読による分析の誤りは、朝鮮酒造業を正確に理解するのに重大な影響を与えている。

2010年の「伝統酒等の産業振興に関する法律」が施行された頃、希釈式焼酎がもつ産業史的な特性は、伝統酒の民族性と対立し、批判や清算の対象とされる風潮となった。この動きは、朝鮮酒造史を評価する視点に民族主義的な尺度が反映される余地を作り出した。結果として、多くの一般書では、希釈式焼酎がもつ歴史性を非難したり、その文化的意味を過度に単純化したりするようになった。その記述をまとめると、以下の<表2>の通りである。

<表2> 伝統酒及び希釈式焼酎に関する引用文⁷⁾

| 著者 | 引用文 |
|-------------------|--|
| ①イジョンギ(2009: 279) | <p>우리나라의 소주는 일본 희석식 소주를 본뜬 것이다. 1965년 정부가 식량 확보 차원에서 곡류로 소주를 제조하지 못하도록 금지한 이후 고구마, 타피오가(열대에서 나는 값싼 전분) 등을 발효시켜서 주정을 만들고 이것을 희석하여 소주를 제조했다.</p> <p>日本語訳：我が国の焼酎は日本の希釈式焼酎を模倣したものである。1965年に政府が食糧確保の観点から穀類で焼酎を製造することを禁止した後、サツマイモやタピオカ（熱帯で生産される安価な澱粉）などを発酵させてアルコールを作り、それを希釈して焼酎を製造した。</p> |
| ②イヒョジ(2009: 48) | <p>근대화된 주정 생산은 1937년부터 시작되었다. 주정의 발효 원료로 초기에는 곡류가 사용되었으나 1952년부터 당밀이 사용되기 시작하였고, 1962년부터는 고구마를 사용하였다. 1965년 1월부터는 양곡관리법의 발효와 함께 이른바 증류식 소주마저 금지되고 희석식 소주로 전환되었다.</p> <p>日本語訳：近代化された酒精生産は1937年から始まった。酒精の発酵原料として初期には穀類が使用されたが、1952年から糖蜜が使用されはじめ、1962年からはサツマイモが使用された。1965年1月からは穀物管理法の施行とともに、いわゆる蒸留式焼酎さえも禁止され、希釈式焼酎に転換された。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>③ イジョンギ・ムン세ヒ・페기운호・김제호・첸한소크・김테완・쵸널(2015: 23)</p> | <p>일본강점기에 일본에서 주정 생산이 시작되었고 희석식 소주가 탄생되었다. 일본에서는 고구마로 주정을 만들기 시작했는데 1900년대에는 열대의 타피오카와 당밀을 수입하여 주정을 만들었다. 한국에서는 1965년 양곡령을 내려 곡식으로 술 만드는 것을 금지시켰다. 이는 1976년에 해제되었다.</p> <p>日本語訳：日本強占期に日本で酒精の生産が始まり、希釈式焼酎が誕生した。日本ではサツマイモから酒精を作り始めたが、1900年代には熱帯のタピオカと糖蜜を輸入して酒精を作るようになった。韓国では1965年に穀類令を制定して穀物での酒造を禁止したが、これは1976年に解除された。</p> |
| <p>④ ファン겐(2017: 275)</p> | <p>한반도에 전래한 소주는 일제강점기를 거치며 급격히 망가진다. 일본 제국주의자들은 전쟁에 필요한 곡물소비를 줄이면서 전쟁자금으로 쓸 주세를 많이 걷기 위하여 희석식 소주를 찾아냈다. 희석식 소주는 ‘주정=에탄올’에 물을 섞어 알코올 도수를 맞춘 것이다. 희석식 소주의 맛은 첨가제의 맛이다. 곡물 발효를 하지 않았으니 곡물 발효의 맛이 있을 리 없다. 이게 오늘날 ‘국민 술’로 불리는 희석식 소주다.</p> <p>日本語訳：朝鮮半島に伝わってきた焼酎は日帝強占期を経て急速に衰退した。日本帝国主義者たちは戦争に必要な穀物消費を減らし、戦費として徴税を増やすために希釈式焼酎を見つけ出した。希釈式焼酎とは、「焼酎=エタノール」に水を混ぜてアルコール度を調整したものである。希釈式焼酎の味は添加物の味である。穀物の発酵をしなかったから穀物の発酵の味があるはずがない。これが今日「国民酒」と呼ばれる希釈式焼酎である。</p> |
| <p>⑤ 남우온산(2021: 24)</p> | <p>증류식 소주는 앞서 말한 대로 멀리 거슬러 올라가는 역사를 지닌 반면 희석식 소주는 역사가 짧다. 희석식 소주가 본격적으로 생산되기 시작한 것은 1960년대 인데, 지금 우리가 소주의 양대 산맥으로 꼽는 참이슬과 처음처럼은 한참 뒤인 1990년대 말과 2000년대 중반에야 나왔다.</p> <p>日本語訳：蒸留式焼酎は先に述べたように長い歴史を持つ</p> |

| | |
|-------------------------------------|---|
| | <p>ているが、希釈式焼酎は歴史が短い。希釈式焼酎が本格的に生産され始めたのは1960年代であるが、現在、私たちが焼酎の大きな流れとして挙げるチャミスルとチョウムチョロムは1990年代後半から2000年代前半に登場した。</p> |
| <p>⑥ イソクジュン (2023: 1, 5)</p> | <p>1909년 일제침략으로 국권이 넘어가고 그들이 우리 문화의 근본인 술의 문화, 가양주 문화를 말살하고자 하는 명목과 세금을 걷는 수단으로 주세법을 만들고 (후략) 소주 제조는 (중략) 일제시대에는 재래식 고리 대신 일본식 사계를 만들 때 쓰는 양조용 시루를 사용해서 입국을 만들어 술을 빚고 재래식 고리에는 냉각사관을 붙여 쓰게 되었다. 1961년 주세법이 개정되어 소주는 증류식과 희석식 소주로 구분되었고 1965년을 기점으로 우리나라는 옛 증류식소주는 거의 없어지고 희석식소주가 그 중심에 서게 되었다.</p> <p>日本語訳：1909年、日帝侵略で国権が渡され、彼らが我が文化の根本である酒の文化、家醸酒文化を抹殺しようとする名目と税金を徴収する手段として酒税法を作り（後略）焼酎の製造は（中略）日帝時代には在来式ゴリ（筆者注：韓国の伝統的な焼酎蒸留機）の代わりに日本式の酒を作る時に使う醸造用の甑を使って麴を作って酒造し、在来式ゴリには冷却師管を付けて使うようになった。1961年に酒税法が改正され、焼酎は蒸留式と希釈式焼酎に区分され、1965年を基点に我が国は昔の蒸留式焼酎はほとんどなくなり、希釈式焼酎がその中心に立つようになった。</p> |
| <p>⑦ 도히ョン신 (2024: 236, 237)</p> | <p>조선 왕조 내내 사랑받던 소주는 일제 강점기를 거쳐 박정희 정부로 접어들면서 뜻하지 않은 탄압을 받았다. 앞에서도 누차 언급했던 양곡관리법 때문이었다.</p> <p>양곡관리법을 내세워 전통주 문화를 파괴했던 정부는 막걸리나 청주, 소주의 원료를 쌀 대신 값싼 밀가루나 고구마로 교체하고 여기에 아스파탐 같은 단맛이 나는 화학물질을 넣었다. 이렇게 만들어진 소주가 희석식 소주이다.</p> <p>日本語訳：朝鮮王朝の間、ずっと愛されていた焼酎は、日帝強占期を経て朴正熙政権に入り、思いがけない弾圧を受けた。これまで何度も言及した糧穀管理法のためだった。</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>糧穀管理法を掲げて伝統酒文化を破壊した政府は、マッコリや清酒、焼酎の原料を米の代わりに安価な小麦粉やサツマイモに変え、アスパタムのような甘みのある化学物質を入れた。こうして作られた焼酎が希釈式焼酎だ。</p> |
|--|---|

<表2>を見ると、現代の伝統酒に関して議論する中で、希釈式焼酎の歴史性を検討する記述事例が確認される。これらの事例を分類すると、「歴史的誤り」(②④⑥)と「植民地歴史の空白化」(①②③⑤⑦)の2つのパターンに分かれる。歴史的誤りの事例は、醸造業に関する事実を十分に確認せずにそのまま受け入れたものである。これらの事例では、植民地収奪論の枠組みで、日本によって損なわれた伝統酒やその文化の民族性を強調する論調が共通して見られる。もう1つのパターンである植民地歴史の空白化として、希釈式焼酎の歴史的起源を植民地時代の朝鮮ではなく、1965年の「穀物管理法」に位置づけている。植民地朝鮮では、1910年代から「新式焼酎」として希釈式焼酎が生産・消費され、1930年代には朝鮮内の焼酎市場で広く普及した歴史的事実がすでに先行研究で指摘されている。それにもかかわらず、これらの誤りは、希釈式焼酎の歴史的認識に対する脆弱性や、伝統酒が持つ伝統的価値に対して相対的に発現された民族主義的な尺度が希釈式焼酎の認識に適用されたことを示している。

これまでの先行研究や一般書を見ても、希釈式焼酎に関する議論は多岐にわたって展開されているが、依然としてかなりの誤りが存在している。この傾向は、希釈式焼酎の文化的価値評価に影響を与えている。

まとめると、これまでの希釈式焼酎に関連する先行研究の多くは、植民地時代の朝鮮での自家酒造とその文化の消滅の過程を明らかにする側面で行われてきた。これまで蓄積された研究成果は、日本が主導した産業化の一環として酒造業を集約化させる過程を詳細に明らかにしていることである。一方で、植民地朝鮮で自家酒造を禁止し、酒造業が集約化され、希釈式焼酎が台頭する過程で見られる社会像の側面ではほとんど取り上げられていなかった。そこで本稿では、統計や政策データには表れない社会的側面を検討するために、新聞記事など文献を中心に自家酒造の禁止と酒造業の集約化過程を分析する。この時期を「在来式焼酎」の「新式焼酎」への転換期に設定して考察する。そして、最後に、焼酎市場で影響力を持つこととなった希釈式焼酎に対する消費者の反応を検討することで、希釈式焼酎が持つ文化的意味を検証する。

6.2. 酒造業「集約政策」と自家酒造禁止

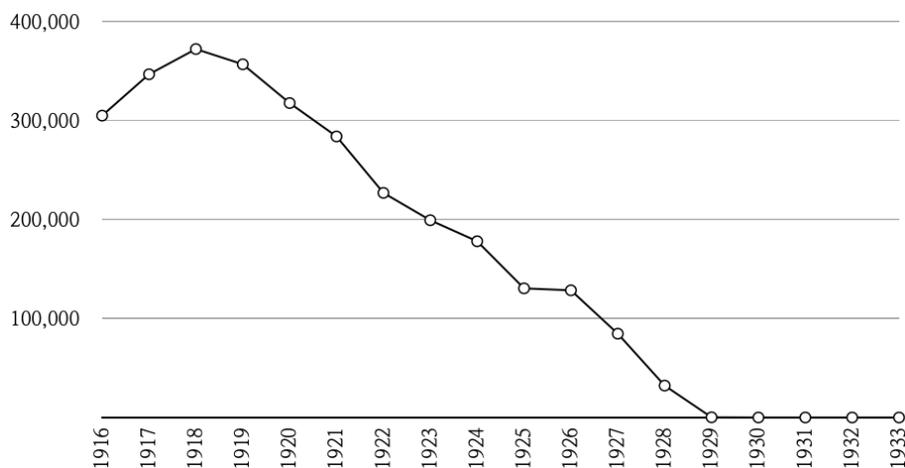
植民地時代の朝鮮の酒造史に関する従来研究成果は、統計データや政策文書

を中心に、産業史的な観点から多くの成果を積み重ねてきた。一方で、日本人や官僚機関中心の記述であり、実際の社会でその政策がどのような影響を及ぼしたか、酒造業界や消費者の反応はどうだったかに関する研究は、なかなか見つけることができなかった。そこで本章では1910年代から1920年代にかけての酒造業の「集約政策」と自家酒造の禁止方針が各地域の酒造業界にどのように影響を与えたかを検討する。

朝鮮総督府が推進した酒造業の「集約政策」の一環として、自家酒造を制度的に完全に廃止したのは1934年とされているが、清水(1931)によれば、初めて「集約政策」を直接実施したのは1917年だと述べている⁸⁾。清水は、朝鮮総督府が設立された1905年から国内の醸造状況を調査した代表的な技術者の中でも、最初にその任務に取り組んだ人物である。彼は自らを「集約政策」の発頭者と名乗っていた。

「集約政策」が実施された後、<表3>のように1920年代を通じて、朝鮮在来酒を酒造する自家酒造家の数は急激に減少し、1934年には制度的に存在しなくなった。

<表3> 朝鮮における自家酒造家の推移⁹⁾



1927年9月23日の『朝鮮日報』によると、朝鮮総督府は自家酒造を「漸進的」に廃止するため、各道郡の当局に対して酒造免許停止方針を命じた。各道郡当局も同様に朝鮮総督府財務局に自家酒造を許可しない必要性を回答した¹⁰⁾。このように、少数の酒造所に限定して大量生産を原則としたいわゆる酒造業「集約政策」は、朝鮮総督府の中央および地方行政当局が協議し、「先進的」に実施された。しかし、当時の新聞記事からは、個々人に対する酒造免許の取消通知が業界側で急進的に受け入れられていたように見える。ここで、当時の酒造免許の停止方針が実施されていた時期、実際の社会でどのような状況が展開されたかを、新聞記事を通じて事例を紹介する。

安城郡では1925年から「集約政策」を実施し、「酒造業を大規模に経営させ、組合を保護する一方で自家用酒造業者や少量酒造業者に対して諸般理由を付けて免許取消を実施」し、「少量酒造業者を過酷な手段で取り締まり」を行なった。これにより、安城郡の酒造業者たちは「他の嵐に遭遇したように、不安と恐怖に包まれ、酒造業を続けることに極度の困難に直面」した¹¹⁾。

1926年、京城では1年間の酒造量が約45,800石に達し、そのうち朝鮮人が約40,000石の朝鮮酒を、日本人が約5,400石の酒を酒造していた。一方、京城内の鑄造酒造施設数だけでは管内の酒需要を満たせず、日本内地から約6,000石の酒が追加で京城に輸入されていた。朝鮮人と日本人の酒造施設数を単純に比較すると、朝鮮人酒造業者が市場を支配していたが、京城内の朝鮮人の酒造業者数は300戸であり、日本人は18戸であった。酒造業者1戸当たりの平均酒造量を計算すると、朝鮮人の酒造業者1戸当たり約133石、日本人の酒造業者は約300石であった。日本人の各酒造業者の生産量は約300石で均質であったが、朝鮮人の酒造業者の中には、一部の大規模な生産者を除いて、ほとんどの小規模な酒造業者の生産量は1年に10石から20石にしか達しなかった¹²⁾。当時の京城府の行政当局は、朝鮮人の酒造業者が伝統的な方法で少量生産する方法を批判し、朝鮮人の酒造業者300戸の中で200戸の酒造免許を取り消す方針を定めた。朝鮮日報社は社説を通じて、多くの朝鮮人の酒造業者が些細な理由で免許の取消通知を受け取ったと述べ、朝鮮人の酒造業者がいなくなった市場を日本人の酒造業者が占めることになるため、それを断固として反対すると表明した。京城府の行政当局は1928年の酒造年度（1928年9月～1929年8月）には一か所の自家酒造家も許可しないとの方針を定めた¹³⁾。

同じ年の1926年、光州郡でも小規模な酒造所や自家酒造業者に対する酒造免許が取り消され、日本人に限り酒造免許が認められることが続いた。1月には光州郡の中垈面で、日本人が酒造組合を立ち上げ、酒の販売を始めた。同時期に、光州郡庁は朝鮮人の自家酒造業者の営業を停止し、郡内には日本人酒造組合を1つだけ設けることを決定した¹⁴⁾。実際に光州郡内の朝鮮人の自家酒造業者を含む多くの小資本酒造業者の免許が取り消され、その空席を日本人営業者が占めることで、日本人業者が地域内の市場を独占することになり、地域内の酒価も上昇するに至った。飲食店などの小売業者は酒の卸値上げに伴い売上減少に直面し、また、従来の配達流通方式も廃止されるなど、営業上の不便を感じた。小資本酒造業者の営業が禁止され、大規模に集約された酒造業者を中心に酒市場が改編される過程で、飲食店などの酒小売業者は飲食店組合を組織して朝鮮人酒造業者と協議し、酒をより安価に共同購入することを決定し、日本人酒造業者からは購入しない「不買同盟」を締結した¹⁵⁾。

1927年には釜山でも、酒造免許が取り消された朝鮮人の酒造業者が200人に上り、まだ取り消されていない残りの165人の酒造業者は、その状況を深刻な生存の問題と見なし、朝鮮人酒造業者の陳情会を組織して、釜山府や慶南道庁に陳情書を提出して行政当局の酒造免許の取消方針に対抗することを決意した¹⁶⁾。

一方、慶尚北道慶山郡では、1928年4月22日に日本人を中心とした慶山酒造株式会社が設立された。慶山郡内の朝鮮人酒造業者たちは、日本人が会社の巨額な資本で大量生産を行うことで競争力を失うことを懸念した。それに対抗するため、朝鮮人の酒造業者約50人が集まり、慶山酒造株式会社が醸造する酒を一切購入・販売しないために慶山酒造組合を組織し、日本の酒に対するいわゆる「非売同盟」を推進した¹⁷⁾。

1930年には、慶尚北道金泉郡でも、朝鮮人と日本人の酒販売競争が頻繁にあった。行政当局は常に日本人を擁護し、もし朝鮮人の酒造業者の免許が取り消されて日本人がその代わりに酒を供給することになると、その酒の品質が悪かっただけでなく、地域当局は他の地域で酒を買えないようにし、該当地域でのみ酒を販売させるため地域制限政策を施行した。その政策により、一般消費者だけでなく小売業者も被害を受けた¹⁸⁾。

このようなくつかの例から、各地の多くの酒造業者が、それぞれの免許取消や小規模酒造業の禁止といった行政当局の方針により仕事を失ったが、一方で、組合を結成し、飲食店などの小売市場と連携して新しい市場に対処しようとした。「集約政策」の展開過程で、一部の酒造業界では組合形態の事業規模を拡大し、市場を営んだ。一方、新たに設立された大規模な酒造業者は大量に酒を製造し、それを長期間保管することになり、また、遠方に流通させなければならなかったため、全体的な経営コストが増加した。それは自然に商品価格の上昇をもたらした。例えば、慶尚北道迎日郡でも、自家酒造業者を含む小規模な酒造業者が大幅に減少し、大規模な酒造会社が設立されたが、彼らが生産した酒は品質が低く、価格が上昇したため、「その会社で製造されたものは絶対に飲まない」などの雰囲気形成され、当時の消費者の消費が通常のおよそ3、4割程度減少した¹⁹⁾。

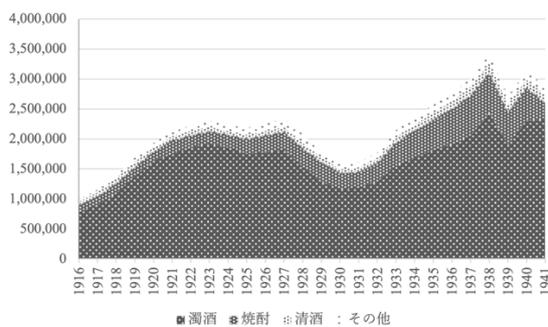
これまでの内容を要約すると、行政当局が自家製酒および小規模な醸造業者に対して行った免許取消は統計的には「漸進的」に行われたようであるが、個々の行政手続きは急進的に行われた。板垣（2007）も、朝鮮総督府の文書分析に基づき、自家酒造者および小規模な酒造業者に対する酒造免許の不許可方針は「漸進的」に実施されたと述べている²⁰⁾。行政当局は「漸進的」に「集約政策」を行うことで「密造酒」の蔓延や失業問題などの副作用を懸念してこのような方針を取っていたが、小規模な醸造業者の生存と直結した経済活動を禁止するには説得力が不足していた。

「集約政策」による酒造業界の混乱の中で、その構成員は以下のような反応を示した。①酒造業を営む地域やその周辺地域を中心に、組合や同盟を結成し、行政当局の酒造免許取消方針に反対意見を訴えるなど、集団的に運動を展開した。②日本人業者が酒市場を掌握し、それに伴う酒価の上昇状況に対抗して、朝鮮人の酒造業者と飲食店などの酒小売業者が連携して「不買運動」を展開した。③酒造業者や小売業者の「不買運動」が一般大衆の酒消費パターンに影響を与え、実際に消費量が減少する事例があった。酒造業の「集約政策」が実施される前、朝鮮の在来酒は保存期間が短く、味が変質しやすかったため、酒造所が位置する各拠点を中心にした小規模な生産、短距離流通、短期間消費の体系が市場消費構造に適していた。しかし、酒造業の「集約政策」が実施される過程で、集約された少数の醸造所で大量生産および流通が行われ、醸造業界や酒市場が新たに再編された。その中で、小規模な醸造業者の経済活動が脅かされる中、酒造業者、小売業者、消費者間で形成されたネットワークは、彼らが酒市場で積極的に交渉し、生存するための手段となった。

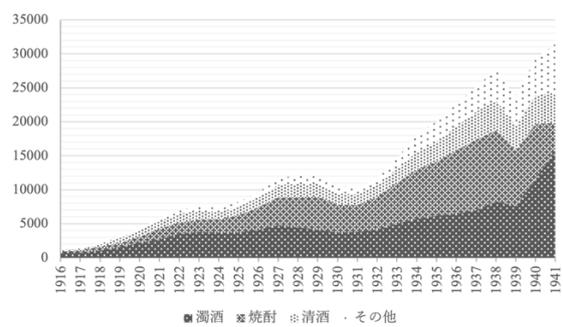
6.3. 希釈式焼酎の展開と嗜好について

朝鮮の従来酒造業は、酒造所が位置する地域を中心にして生産、流通、消費が行われる市場構造である。各地域で酒造され、生産地および隣接地で消費される自給自足式の構造を維持していた酒造業者たちは、遠隔地から流れてくる外来酒の脅威に直面していた。なお、小規模な酒造業者や自家酒造家は、「集約政策」の影響で事業が困難になっていた。こうした中で、酒造業の「集約政策」は従来の伝統的な酒市場の構図を急速に変えていった。特に低価格の原料で焼酎を生産できる集約的な焼酎蒸留設備が導入されると、朝鮮内の焼酎市場は新たな局面を迎えることになった。

<表4> 酒類別造石数の推移(1916~1941)



<表5> 酒類別租税額の推移(1916~1941)



植民地時代の朝鮮での各種酒の酒造量の推移を見ると、濁酒が最も多く、次に

焼酎、清酒、その他の酒類が続いている。単純に酒造量だけを比較すると、焼酎や清酒など他の酒類が朝鮮社会に特に影響を与えていないように見えるかもしれない。なお、濁酒を除くと他の酒類は微々たる水準と思われるかもしれない。しかし<表5>を見ると、1920年代から焼酎の酒税収入は清酒のそれと同じかそれを上回ることが確認される。ちなみに1930年の酒税収入額は全体租税の約37%を占めており、そのうち清酒醸造業が持つ経済的価値も無視できないほどであった。

先行研究を確認すると、黒麴焼酎の生産量と販売量の増加が、伝統的な焼酎から薄味の蒸留酒への朝鮮人の好みを変える媒体と見なされている²¹⁾。その記述の一部は認められるが、朝鮮人の好みが完全に変化したということには納得がいかない。山崎（1931）によれば、朝鮮の伝統的な蒸留酒である麴子焼酎は庶民の飲み物であり、安価な価格が最も重要な利点だが、安価な原料で生産された薄味の蒸留酒が麴子焼酎と同じ酒税条件で流通される場合、麴子焼酎は間違いなく衰退してしまうと懸念していた²²⁾。その指摘は時代の流れに連れて現実化され、在来式焼酎は少数しか残らず、多くが黒麴焼酎に替わったのは明らかである。しかし、植民地朝鮮で、希釈式焼酎がある程度安定して流通していた1930年代の頃にも、在来式焼酎に合わせた消費者の好みに対応できるように、希釈式焼酎に混和するための在来式焼酎が少量ではありながら、製造され続けていた。清水（1939）も在来式の麴子焼酎は希釈式焼酎向けの混和用として少量作られていたと述べている²³⁾。

もちろん、黒麴焼酎も希釈式焼酎に混合されて流通されていた。品質が一定しない麴子焼酎を新式焼酎に混合すると、その品質を均一に保つことが難しいため、黒麴焼酎を混合する場合も多かった。山崎（1955）によれば、薄めた焼酎は地域ごとに好みに応じて焼酎と伝統的な焼酎の割合を調整して混合するか、まったく混合せずに製造・流通する場合も存在していた²⁴⁾。

朝鮮酒造協会(1935)は、通常、新式焼酎は化学的に純粋だが、嗜好の上、単独では好ましくないため、粕取焼酎を混合したり、黒麴焼酎を1~2割混合したりして販売するようになっていると述べ、また、希釈式焼酎市場では、糖蜜で製造された焼酎よりも澱粉焼酎を好む傾向があると記述している。酒造業界では将来、穀物を主原料とする焼酎製造を企画していることも明らかにしている²⁵⁾。

この黒麴焼酎について、忠清南道知事であった李範益（1935）は、朝鮮酒の酒造方法が内地酒をあまりにも模倣しているため、朝鮮酒独特の芳醇さを失っていると懸念していた。そして、慶尚北道知事であった岡崎（1935）も、「農民は今日の酒の味は変つて居る楽しみが薄いと云ふて居る、朝鮮酒も統制されて企業化したために地方の特色とか醸造家の秘伝とかなくなつて居る。これを何とか研究努力の結果彼等が喜んで飲んで陶然の気で古服の楽しみに彷徨はしめたいもので

ある」と述べている²⁶⁾。酒税令改定を通じた酒税徴収の効率化や酒造業「集約政策」は、費用削減と安価な酒を広く普及させることを主要な価値としており、近代的産業の展開と経営者の資本主義方針が反映されていることは間違いない。一方で、朝鮮在来酒が持つ独自の味が消え、一般の消費者もそれに悲観的な態度であったことが行政当局の記述からも窺える。

当時の希釈式焼酎は、産業の近代化過程の副産物として「新式焼酎」「糖蜜焼酎」「機械式焼酎」「酒精式焼酎」などと呼ばれていた。「新式」をはじめとする「糖蜜」「機械」「酒精式」という用語は、「資本と経営」方式に基づいて付けられたものである。この用語の意味だけを見ると、希釈式焼酎が内包している文化的要素は明らかにすることができない。

7. 結論

これまで、希釈式焼酎が持つ文化的意味にアプローチするために、さまざまな文献を検討してみた。本稿は、現代の「伝統酒」として名称される当時の「朝鮮酒」（朝鮮在来酒）に対する評価が、日帝による「略奪被害」というキーワードで修飾され、その評価が「収奪と抵抗」という二分法的な態度が過剰に反映されたのではないかという疑問から始まった。

これまで蓄積されてきた先行研究では希釈式焼酎をめぐる文化的要素を未だ検討していない。無形の「嗜好」が透明な希釈式焼酎に溶け込んでいることを理解するためには、より多くの資料を用いて分析を行う必要がある。

本稿の限界と今後の課題は次の通りである。まず、資料の不足により、植民地朝鮮で生産・流通された希釈式焼酎に関する詳細な描写にまで十分到達できなかったことである。なお、用いた新聞記事の特性上、情報が断片的であり、更なる検証も必要である。その限界を補うためには、政策史的アプローチと関連する資料の確保が必要であると考えられる。また、本稿では希釈式焼酎を歴史学的に検討してみたものの、現在の希釈式焼酎との文化的文脈を十分に反映していない。この限界を乗り越えることで、植民地期朝鮮における希釈式焼酎の歴史的意義を再認識し、現在の韓国社会における希釈式焼酎の文化的役割を深く理解することができるだろう。

8. 引用文献

- 1) 윤해동, 『한국의 근대성과 식민주의 비판 : 식민지의 회색지대』, 역사비평사, 2013, 27頁。
- 2) 이화선·구사회, 「일제 강점기 주세령(酒稅令)의 실체와 문화적 함의」, 『한민족문화연구』, 2017, 57卷, 한민족문화학회, 207頁。

- 3) 이승연, 「1905~1930년대초 일제의 酒造業 정책과 조선 주조업의 전개」、『韓國史論』、1994、32卷、서울대학교 인문대학 국사학과、96~97, 121, 131頁。
- 4) 장지현, 「우리나라 전통주의 역사」、『식품과학과 산업』、1991、24(4)、한국식품과학회、63頁。
- 5) 林采成, 『飲食朝鮮：帝国の中の「食」經濟史』、名古屋大学出版会、2019、192頁。
- 6) 이승렬 「1930년대 전반기 일본군부의 대륙침략관과 ‘조선공업화’정책」、『國史館論叢』、1996、67卷、國史編纂委員會、172頁；김승, 「식민지시기 부산지역 주조업(酒造業)의 현황과 의미」、『역사와 경계』、2015、95卷、부산경남사학회、94頁。
- 7) 윤숙자·권희자, 『아름다운 우리술』、질시루, (사)한국전통음식연구소、2007；이종기, 『이종기 교수의 술 이야기』、다할미디어、2009；이효지, 『한국 전통 민속주』、한양대학교 출판부、2009；이종기·문세희·배균호·김재호·최한석·김태완·정철, 『증류주개론』、농림축산식품부, 한국농수산물유통공사；황광해, 『고전에서 길어 올린 한식 이야기 식사』、하빌리스、2017；남원상, 『우리가 사랑하는 쓰고도 단 술, 소주』、서해문집、2021；이석준, 『전통주(가양주) 집에서 쉽게 만들기』、시대의창、2023；도현신, 『술맛 나는 세계사』、유노콘텐츠그룹 주식회사、2024。
- 8) 清水千穂彦, 「農學博士山崎百治氏の朝鮮酒々造界視察後記を読んで」、『釀造學雜誌』1931、9(7)、大阪釀造學會、521頁
- 9) 朝鮮總督府, 『朝鮮總督府統計年報』、1934、昭和七年、朝鮮總督府、768-769頁；朝鮮總督府, 『朝鮮總督府統計年報』、1937、昭和十年、朝鮮總督府、495-496頁。
- 10) 「自家用制는 可及的撤廢 덤진주의로」、『朝鮮日報』、1927年9月23日、5頁。
- 11) 「集約政策으로 少量業者犧牲 郡廳은釀酒組合勸誘」、『東亞日報』、1928年12月12日、4頁。
- 12) 「市內朝鮮人酒造家中 二百戶廢業命令方針 시내에잇는조선인삼백명량조가중 이백호는폐업시키고백명만남길터 注目할府當國의今後態度」、『朝鮮日報』、1926年4月7日、夕刊、3頁。
- 13) 「市內的 自家用酒 전폐식힐방침」、『朝鮮日報』、1928年12月22日、3頁。
- 14) 「日人을爲하야 朝鮮人酒造를取消 광주군중대면에생긴일」、『朝鮮日報』、1926年3月25日、2頁。
- 15) 「日人側組合에선 酒類를사지말자 송과주민의단결덕태도 問題는漸重大化」、『朝鮮日報』、1926年7月11日、2頁。
- 16) 「釜山朝鮮人 釀造者陳情 곳까지항의할터」、『東亞日報』、1927年7月23日、5頁。
- 17) 「慶山朝鮮人酒類業者 日製酒非賣同盟 오십여명이일치단결하야 일인제조주를사지안키로」、『朝鮮日報』、1928年4月30日、3頁；「時評 酒類非買同盟」、『朝鮮日報』、1928年5月2日、1頁。
- 18) 「不良釀酒를 억지로買收식혀 일반은당국무리를비난」、『朝鮮日報』、

1930年6月20日、7頁；「酒造强制廢業으로 同業者對策講究 영터리업시 폐업을식히 金泉石峴面酒造場事件」、『朝鮮日報』、1930年7月8日、7頁。

19) 「酒造會社創設後 飲酒量減少 영일군내에서」、『朝鮮日報』、1928年10月16日、7頁。

20) 板垣竜太、「朝鮮總督府の「密造酒」取締り行政について——国家記録院文書を中心に——」、『同志社社会学研究』2007、11、同志社社会学研究学会、16-17頁。

21) 이승연、「1905~1930년대 초 일제의 酒造業 정책과 조선 주조업의 전개」、『韓國史論』、1994、32卷、서울대학교 인문대학 국사학과、96~97, 121, 131頁；김승、「식민지시기 부산지역 주조업(酒造業)의 현황과 의미」、『역사와 경계』、2015、95卷、부산경남사학회、93頁。

22) 山崎百治、「朝鮮酒々造界視察後記」、『釀造學雜誌』、1931、9(4)、大阪釀造學會、275頁。

23) 清水武紀、「朝鮮に於ける酒造業(1)」、『日本釀造協會雜誌』、1939、34(4)、日本釀造協會、347頁。

24) 山崎百治、「蒸溜酒類を語る」(二)、『日本釀造協會雜誌』、1955、50(11)、日本釀造協會、43頁。

25) 朝鮮酒造協會、『朝鮮酒造史』、朝鮮酒造協會、1935、26、177頁。

26) 朝鮮酒造協會、『朝鮮酒造史』、朝鮮酒造協會、1935、26、278, 285頁。